

前回審議会（8月2日時点）との比較表

意見等	旧（8月2日時点）	新
<p>① 設置目的は書いてあるとおりが、人権課題の解決という部分をもっと強調してもよいのではないか。（内田委員）</p> <p>② 隣保館と地域まちづくりセンターとの違いの記載があった方が分かりやすい。（水谷委員）</p> <p>③ 自主活動事業とは何か。自主活動事業のあとに、カッコ書きで「進学教室、また、進学集中教室、夏期集中学習、小中高ふれあい広場、部落問題合宿」といった内容を加えることはできないか。（水谷委員）</p> <p>▶ 自主活動事業実施要綱の自主活動事業という意味で使っていたが、後述では、自主活動学級という言葉を使っているので、自主活動学級という言葉に変更し、自主活動学級についての説明を加える。</p> <p>④ 「地域の実情」のあとに歴史も追記してほしい。（水谷委員）</p> <p>▶ 歴史も含めて「地域の実情」と表現している。（事務局）</p> <p>⑤ 「地域主体の」というのは、何をさすのか。（中川委員）</p> <p>▶ 隣保館の説明で同義に使われている「指定管理者」と後述の「指定管理者の教育担当者を中心とした」を合わせた表現に変更する。（事務局）</p>	<p>1 はじめに (略)</p> <p>2 隣保館等の役割とは 隣保館は、草津市立隣保館条例に明記されているとおり「地域社会の全体の中で、福祉の向上、人権啓発および住民の交流の拠点となるコミュニティセンターとして各種事業を行う」ことを目的、使命としている。 (略) また、教育集会所は、草津市立教育集会所設置条例に明記されているとおり「住民の教育文化の向上および社会福祉の増進に寄与する」ことを目的、使命とし、現在、自主活動事業で仲間づくりや子ども会等の指導育成を担っている。</p> <p>3 本市における取組の成果と課題 (略) また、地域の実情に精通した地元NPO法人が指定管理業務を担っていることから、より身近で安心できる相談業務の実現にもつながっており、問題の解決において、より一層の効果が得られていることが確認できる。 (略) 一方、自主活動学級に教員が主体的に関わっていることが課題であることから、地域主体の自主活動学級を運営するにあたり、多様な人の参画や、地域の高校生や青年層等の人材発掘についてさらに推進していく必要がある。</p> <p>4 今後の取組の方向性 (略) 今後の展望としては、これまで隣保館等が培ってきた役割・機能、スキル等が、市全域のより多くの方々によって享受されることで、隣保館等の認知・活用が進み、同和問題をはじめあらゆる人権課題の解決に向けた啓発効果が期待できることから、より視野を広げた事業展開のもと、市民ニーズへの対応力を高め、関係機関や様々な活動団体との連携強化を図ることで、隣保館</p>	<p>1 はじめに (略)</p> <p>2 隣保館等の役割とは 隣保館は、草津市立隣保館条例に明記されているとおり「<u>同和問題をはじめあらゆる人権課題の速やかな解決を図るため</u>、地域社会の全体の中で、福祉の向上、人権啓発および住民の交流の拠点となるコミュニティセンターとして各種事業を行う」ことを目的、使命としている。<u>すなわち、隣保館は人権のまちづくりを目的としているが、この点で、協働のまちづくりを目的とする地域まちづくりセンターとは趣旨を異にするものである。</u> (略) また、教育集会所は、草津市立教育集会所設置条例に明記されているとおり「住民の教育文化の向上および社会福祉の増進に寄与する」ことを目的、使命とし、現在、<u>自主活動学級（差別に負けない仲間づくりを目的に行う活動）の実施や、</u>子ども会等の指導育成を担っている。</p> <p>3 本市における取組の成果と課題 (略) また、地域の実情に精通した地元NPO法人が指定管理業務を担っていることから、より身近で安心できる相談業務の実現にもつながっており、問題の解決において、より一層の効果が得られていることが確認できる。 (略) 一方、自主活動学級の運営に教員が主体的に関わっていることが課題であることから、<u>指定管理者の教育担当者を中心とした</u>、地域主体の自主活動学級を運営するにあたり、多様な人の参画や、地域の高校生や青年層等の人材発掘についてさらに推進していく必要がある。</p> <p>4 今後の取組の方向性 (略) 今後の展望としては、これまで隣保館等が培ってきた役割・機能、スキル等が、市全域のより多くの方々によって享受されることで、隣保館等の認知・活用が進み、同和問題をはじめあらゆる人権課題の解決に向けた啓発効果が期待できることから、より視野を広げた事業展開のもと、市民ニーズへの対応力を高め、関係機関や様々な活動団体との連携強化を図ることで、隣保館</p>

意見等	旧（8月2日時点）	新
<p>⑥一般施策として、市全域に広げるといった部分については、今後も、もちろん地域住民も対象となることから、「地域住民のみならず」といった文言を加えてはどうか。（内田委員）</p> <p>⑦「指定管理者制度による運用を継続するとともに」の前に、「地域に精通した地元NPO法人へ委ねるこれまでの」を入れてはどうか。（井上委員、水谷委員）</p> <p>➡「指定管理者の有するスキルや経験を市全域に展開していただく」という考え方で議論されてきたため、その旨を記載するが、地元NPO法人を運営主体の選定の対象としないという意味ではない。（事務局）</p> <p>⑧「多くの人に利用してもらえよう、隣保館等にアクセスしやすい環境（交通の便の改善等）にする必要がある」という意見が記載されていない。（保田委員）</p> <p>「このことを念頭に、今後、より多くの市民の利用と交流の活性化が人権啓発につながっていくよう、繰り返し長く利用してもらうための仕掛けが大切である。」という表現の中で網羅できているのではないか。（我孫子委員）</p> <p>➡「繰り返し長く利用してもらうための仕掛け」という表現に含む。文章の流れから、交通アクセス環境の改善といった具体的な表現の追記は難しい。（事務局）</p> <p>⑨同和対策事業特別措置法が廃止され「一般施策化」になっているので、あえて「一般施策化」と書く理由が分からない。（井上委員）</p> <p>➡「より開かれた」隣保館等をめざす中で、すでに一般施策化されているとはいえ、今回の審議の根本的な考え方であり、そのこ</p>	<p>等の認知度をより高め、より多くの市民に利用される「開かれた隣保館等」をめざすことが必要である。</p> <p>このため、指定管理者制度による運用を継続するとともに、事業内容や必要性等を精査しながら運営の効率化・安定化等を図るとともに、一般施策の中で人権尊重の視点から隣保館等を有効に活用し、課題解決に向けた、より「開かれた隣保館等」をめざすため、次の方向性を示すものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（１） 交流・利用の活性化について （略）</p> <p>① 隣保館等に触れる機会の創出・拡大 （略）</p> <p>これは、多くの市民に広く利用いただくことにより、人権や隣保館の意義に触れる機会を創出し、これらを基軸として地域との交流、運営主体である地元NPO法人の職員と利用者、さらには利用者同士の交流が図られることを想定しており、すなわちそれが人権課題の解決に繋がっていくものである。</p> <p>（略）</p> <p>このことを念頭に、今後、より多くの市民の利用と交流の活性化が人権啓発につながっていくよう、繰り返し長く利用してもらうための仕掛けが大切である。</p> <p>（略）</p> <p>② 関係機関・団体との連携促進 （略）</p> <p>③ 広報の拡充 （略）</p> <p>（２）相談事業の強化および新たな展開について （略）</p> <p>そこで得た相談業務のスキルや経験は非常に貴重なものであり、隣保館が有する相談業務の対応力は非常に高いものと判断できることから、一般施策のもと地域の枠を超え、人権確立の視点から、市全域にわたり差別や生活上のことなどで苦しんでいるすべての方にそのスキルを還元し、今後ますます多様化、複雑化する人権・福祉等の問題（障害者、LGBT、女性、子ども、高齢者等）の解決に寄与するため、隣保館の相談事業の強化および新たな展開が求められる。</p>	<p>等の認知度をより高め、<u>⑥地域住民のみならず</u>、より多くの市民に利用される「開かれた隣保館等」をめざすことが必要である。</p> <p>このため、<u>⑦指定管理者の有するスキルや経験を市全域に展開すべく</u>、指定管理者制度による運用を継続するとともに、事業内容や必要性等を精査しながら運営の効率化・安定化等を図るとともに、一般施策の中で人権尊重の視点から隣保館等を有効に活用し、課題解決に向けた、より「開かれた隣保館等」をめざすため、次の方向性を示すものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（１） 交流・利用の活性化について （略）</p> <p>① 隣保館等に触れる機会の創出・拡大 （略）</p> <p>これは、多くの市民に広く利用いただくことにより、人権や隣保館の意義に触れる機会を創出し、これらを基軸として地域との交流、運営主体である<u>指定管理者</u>の職員と利用者、さらには利用者同士の交流が図られることを想定しており、すなわちそれが人権課題の解決に繋がっていくものである。</p> <p>（略）</p> <p>このことを念頭に、今後、より多くの市民の利用と交流の活性化が人権啓発につながっていくよう、繰り返し長く利用してもらうための仕掛けが大切である。</p> <p>（略）</p> <p>② 関係機関・団体との連携促進 （略）</p> <p>③ 広報の拡充 （略）</p> <p>（２）相談事業の強化および新たな展開について （略）</p> <p>そこで得た相談業務のスキルや経験は非常に貴重なものであり、隣保館が有する相談業務の対応力は非常に高いものと判断できることから、一般施策のもと地域の枠を超え、人権確立の視点から、市全域にわたり差別や生活上のことなどで苦しんでいるすべての方にそのスキルを還元し、今後ますます多様化、複雑化する人権・福祉等の問題（障害者、LGBT、女性、子ども、高齢者等）の解決に寄与するため、隣保館の相談事業の強化および新たな展開が求められる。</p>

意見等	旧（8月2日時点）	新
<p>とを強調していくためには、明確に記載することが必要と考える。（事務局）</p> <p>⑩ 発達障害の問題も明示してほしい。（崎山委員）</p> <p>⑪ 「相談員も質的な努力をしている」旨の表現を記載してほしい。（崎山委員）</p> <p>⑫ 「限界がある」という表現をもう少しやわらかい表現にしてほしい。（崎山委員）</p> <p>⑬ 「指定管理者は市とも連携を図りながら」といった文言を加えてはどうか。（内田委員）</p> <p>⑭ 以前の審議会において、自主活動学級から教員を引き上げるわけではないと事務局から回答があったが、その部分の記載がない。（井上委員）</p> <p>「NPOの教育担当者を中心とした…」の一文の中に、「各校との連携」という言葉を入れるのはどうか（水谷委員）</p> <p>⑮ 「非認知能力」という言葉を分かりやすい表現にしてほしい。（我孫子委員）</p> <p>➡言葉の前に、どのような能力なのか例示をしていることからそのままの表現とする（事務局）</p>	<p>（略）</p> <p>① 情報共有ネットワークの構築 （略）</p> <p>このように、相談の分野は非常に多岐にわたっており、時代とともにヤングケアラーやLGBTといった比較的近年クローズアップされてきた問題など、新たな事案にも対応する能力が求められる。</p> <p>現在、隣保館に配置されている相談員は、多くの相談に実際に対応することで、<u>能力の向上や知識の蓄積を行っているものの</u>、職員の入替わり等もあり、相談業務の強化・新たな展開を見据えた場合、これらすべての分野の相談に専門的に対応することには限界があると言える。また、市全域にわたって相談業務を展開すると当然ながら量的な面からも限界がある。</p> <p>そのため、隣保館に相談すれば、解決の糸口が得られ、関係機関に丁寧に繋いでもらえるという安心感を相談者に提供することが求められており、隣保館に必要とされるのは、日々変化する社会情勢に柔軟に対応できるよう、専門的な相談機関との太い結び目としての役割であり、<u>連携やネットワークの構築</u>が今後ますます重要になってくる。また、隣保館同士の横の連携を図ったり、同じ悩みを持つ相談者のマッチング等による心理的負担軽減等も考えられる。</p> <p>② 相談しやすい環境の整備および啓発 （略）</p> <p>③ 教育・啓発のさらなる充実 （略）</p> <p>教育集会所における自主活動学級（仲間づくり活動）については、地域の自主自立、地域の活性化の観点から、NPOの教育担当者を中心とした地域主体の運営をさらに推進していくべきである。</p> <p>自主活動学級は、多様な人や団体、地域の支援員、ボランティア等の参画・協力により、多様な形での体験活動の場や機会の創出によって一層の充実を図り、子どもたちの自尊感情、コミュニケーション力、やり抜く力など非認知能力の醸成を図ることが重要である。</p> <p>そのため、各校との連携、コーディネートする調整機能の強化、情報共有できる仕組みづくりなどが必要である。</p> <p>また、地域の高校生や青年層の参加による地域の支援員の育成・参画については、今後の地域主体の自主活動学級の継続性を高める上で重要</p>	<p>（略）</p> <p>① 情報共有ネットワークの構築 （略）</p> <p>このように、相談の分野は非常に多岐にわたっており、時代とともにヤングケアラーやLGBT、<u>発達障害</u>といった比較的近年クローズアップされてきた問題など、新たな事案にも対応する能力が求められる。</p> <p>現在、隣保館に配置されている相談員は、多くの相談に実際に対応することで、<u>能力の向上や知識の蓄積を行い、また、資質の向上のための研鑽に努めているものの</u>、職員の入替わり等もあり、相談業務の強化・新たな展開を見据えた場合、これらすべての分野の相談に専門的に対応することは容易ではない。また、市全域にわたって相談業務を展開すると当然ながら量的な面での課題も考えられる。</p> <p>そのため、隣保館に相談すれば、解決の糸口が得られ、関係機関に丁寧に繋いでもらえるという安心感を相談者に提供することが求められており、隣保館に必要とされるのは、日々変化する社会情勢に柔軟に対応できるよう、専門的な相談機関との太い結び目としての役割であり、<u>人権担当課や人権センター等の市の各部署や関係機関・団体との連携を図りながら、ネットワークを構築していくこと</u>が今後ますます重要になってくる。また、隣保館同士の横の連携を図ったり、同じ悩みを持つ相談者のマッチング等による心理的負担軽減等も考えられる。</p> <p>② 相談しやすい環境の整備および啓発 （略）</p> <p>③ 教育・啓発のさらなる充実 （略）</p> <p>教育集会所における自主活動学級については、地域の自主自立、地域の活性化の観点から、<u>指定管理者</u>の教育担当者を中心に、<u>学校と連携しながら</u>、地域主体の運営をさらに推進していくべきである。</p> <p>自主活動学級は、多様な人や団体、地域の支援員、ボランティア等の参画・協力により、多様な形での体験活動の場や機会の創出によって一層の充実を図り、子どもたちの自尊感情、コミュニケーション力、やり抜く力など非認知能力の醸成を図ることが重要である。</p> <p>そのため、コーディネートする調整機能の強化、情報共有できる仕組みづくりなどが必要である。</p> <p>また、地域の高校生や青年層の参加による地域の支援員の育成・参画については、今後の地域主体の自主活動学級の継続性を高める上で重要</p>

意見等	旧（8月2日時点）	新
<p>⑯一般施策として、市全域に広げるといった部分については、今後も、もちろん地域住民も対象となることから、「地域住民のみならず」といった文言を加えてはどうか。（内田委員）</p>	<p>であることから、参加を促進する仕掛けや体制づくりが必要である。</p> <p>5 終わりに</p> <p>草津市においては、この答申の内容を尊重され、上述のとおり、一般施策の中において人権尊重の視点から隣保事業を市全域に展開し、より多くの市民が隣保館等を利用し、交流を図ることで、人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめとするあらゆる人権課題の解決に向けた、より「開かれた隣保館等」の具現化に積極的に取組まれたい。</p>	<p>であることから、参加を促進する仕掛けや体制づくりが必要である。</p> <p>5 終わりに</p> <p>草津市においては、この答申の内容を尊重され、上述のとおり、一般施策の中において人権尊重の視点から隣保事業を市全域に展開し、^⑯<u>地域住民のみならず</u>、より多くの市民が隣保館等を利用し、交流を図ることで、人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめとするあらゆる人権課題の解決に向けた、より「開かれた隣保館等」の具現化に積極的に取組まれたい。</p>